

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 令和4年度の保険料等について ～

○7月に保険料額をお知らせします

令和4年度の保険料につきましては、7月に個別にお知らせします。

≪保険料の計算方法≫

$$\begin{array}{c} \text{均等割} \\ \text{【1人当たり保険料】} \\ 51,892 \text{ 円} \end{array} + \begin{array}{c} \text{所得割【本人の所得に応じた額】} \\ \text{(令和3年中の所得 -} \\ \text{最大43万円) } \times 10.98\% \end{array} = \begin{array}{c} \text{1年間の保険料} \\ \text{【限度額66万円】} \\ \text{(100円未満切捨)} \end{array}$$

- ・1年間の保険料の上限額は66万円です。
- ・所得の少ない人は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料が軽減されます。
- ・年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- ・前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

◆保険料のお支払い方法

保険料の納め方は、原則「年金天引き」です。ただし、次の(1)～(5)のいずれかに当てはまる方は「年金天引き」の対象となりません。「納付書」または「口座振替」にてお納めください。

- (1) 介護保険料が「年金天引き」されていない方(年金額が年額18万円未満の方)
- (2) 介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が天引きされている年金の受給額の半分を超える方
- (3) 新たに制度に加入された方
- (4) 他市町村から転入された方
- (5) 昨年、年金天引きが中止になり納付書で納めていた方

◆口座振替での納付

口座振替の手続きは、下記をご確認のうえ、手続きをお願いします。

国民健康保険税を口座振替されていた方は、後期高齢者医療制度に移行する際、科目(税目)が異なるため自動継続されませんので、新たに手続きする必要があります。

なお、保険料の年金天引きによるお支払いは、役場窓口でお申し出をいただくことにより、口座振替に変更することができます。(手続きから約3～4か月ほどで口座振替に切り替わります。)

| 手続きの種類 | 手続場所 | 手続きに必要なもの |
|------------------|--|--|
| 口座振替手続 | 【指定金融機関】 ・ 苫小牧信用金庫 ・ 門別町農業協同組合 ・ ひだか漁業協同組合 ・ びらとり農業協同組合 ・ ゆうちよ銀行 ・ 北洋銀行 | ・ 預金通帳 (振替口座は、どなたの名義のものでも利用できます) ・ 届出印 |
| 年金天引から口座振替への変更手続 | 【役場窓口】 ・ 役場住民生活課 ・ 水・くらしサービスセンター ・ 総合支所地域住民課 ・ 厚賀出張所 | |

◆保険料の減免

保険料のお支払いが困難なときは、役場住民生活課保険医療グループへご相談ください。

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難なときは、保険料の減免を受けられる場合があります。

～ 保険証（被保険者証）の一斉更新について ～

○保険証が新しくなります（黄緑色→黄色）

現在、ご使用の黄緑色の保険証の有効期限が令和4年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら黄色の保険証をご使用ください。

- ・新しい保険証の有効期限は、令和4年9月30日です。
- ・窓口負担割合の見直しに伴い、9月中に被保険者全員へ新しい保険証を交付します。（窓口負担割合に変更がない方も含まます）

| 後期高齢者医療被保険者証 | |
|-------------------|----------------------------------|
| 有効期限 | 〇〇年 9月 30日 |
| 交付年月日 | 〇〇年 7月 1日 |
| 被保険者番号 | 01234567 |
| 住所 | 広城市連合長1丁目 |
| 氏名 | 広城 太郎 男 |
| 生年月日 | 昭和 7年 7月 7日 |
| 資格取得年月日 | 昭和 20年 4月 1日 |
| 発行期日 | 昭和 20年 4月 1日 |
| 一部負担金の割合 | 1割 |
| 保険者番号並びに保険者の名称及び印 | 39011000 北海道後期高齢者医療広域連合 公印(朱) |

新しい保険証は黄色です

○減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）、限度証（限度額適用認定証）も新しくなります（橙色→水色）

現在、ご使用の橙色の減額認定証及び限度証の有効期限が、令和4年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。引き続き交付対象に該当する方は、7月中に減額認定証及び限度証を交付しますので、8月1日からは水色の減額認定証及び限度証をご使用ください。新たに必要となる方は、次の交付要件に該当することをご確認のうえ、役場窓口（役場住民生活課、総合支所地域住民課、水くらしサービスセンター、厚賀出張所）へ申請してください。 ※有効期間は1年間です。

◆減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

| | |
|-----|---|
| 区分Ⅱ | ○ 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方 |
| 区分Ⅰ | 世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 ○ 世帯全員の所得が0円の方 ※公的年金控除は80万円を適用 ※給与所得がある場合、その金額から10万円を控除 ○ 老齢福祉年金を受給されている方 |

| 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 | |
|-------------------------|----------------------------------|
| 有効期限 | 〇〇年 7月 31日 |
| 交付年月日 | 〇〇年 8月 1日 |
| 被保険者番号 | 01234567 |
| 住所 | 広城市連合長1丁目 |
| 氏名 | 広城 太郎 男 |
| 生年月日 | 昭和 7年 7月 7日 |
| 発行期日 | 〇〇年 8月 1日 |
| 適用区分 | 区分Ⅱ |
| 長期入院認定年月日 | 〇〇年 8月 1日 保険者印 |
| 保険者番号並びに保険者の名称及び印 | 39011000 北海道後期高齢者医療広域連合 公印(朱) |

新しい減額認定証は水色です

◆限度証の交付対象…次の3区分のうち、現役並みⅠ、または現役並みⅡに該当する方

| | |
|-------|--|
| 現役並みⅢ | 住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方 |
| 現役並みⅡ | 現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方 |
| 現役並みⅠ | 現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方 |

| 後期高齢者医療限度額適用認定証 | |
|-------------------|----------------------------------|
| 有効期限 | 〇〇年 7月 31日 |
| 交付年月日 | 〇〇年 8月 1日 |
| 被保険者番号 | 01234567 |
| 住所 | 広城市連合長1丁目 |
| 氏名 | 広城 太郎 男 |
| 生年月日 | 昭和 7年 7月 7日 |
| 発行期日 | 〇〇年 8月 1日 |
| 適用区分 | 現役Ⅱ |
| 保険者番号並びに保険者の名称及び印 | 39011000 北海道後期高齢者医療広域連合 公印(朱) |

新しい限度証は水色です

問 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601
 役場住民生活課 保険医療グループ ☎ 01456-2-6182